

## **8. 自立を促進するための経済的支援**

# 児童扶養手当制度の概要

## 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

## 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

## 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

## 4. 手当月額（平成29年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,290円	一部支給：42,280円から9,980円まで
・児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：9,990円	一部支給：9,980円から5,000円まで
〔3人目以降1人につき〕	全部支給：5,990円	一部支給：5,980円から3,000円まで

## 5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・本人：全部支給（2人世帯）130.0万円、一部支給（2人世帯）365.0万円
- ・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

## 6. 受給状況

- ・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

## 7. 予算額（国庫負担分）〔29年度予算〕 1,783.9億円

## 8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

# 児童扶養手当受給者数の推移

## ○平成28年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	916,589 (100.0%)	801,072 (87.4%)	757 (0.1%)	6,585 (0.7%)	100,192 (10.9%)	4,994 (0.5%)	2,045 (0.2%)	944 (0.1%)
父子世帯	57,030 (100.0%)	50,059 (87.8%)	28 (0.05%)	4,568 (8.0%)	647 (1.1%)	1,577 (2.8%)	149 (0.3%)	2 (0.004%)
その他の世帯※	32,713							
計	1,006,332							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

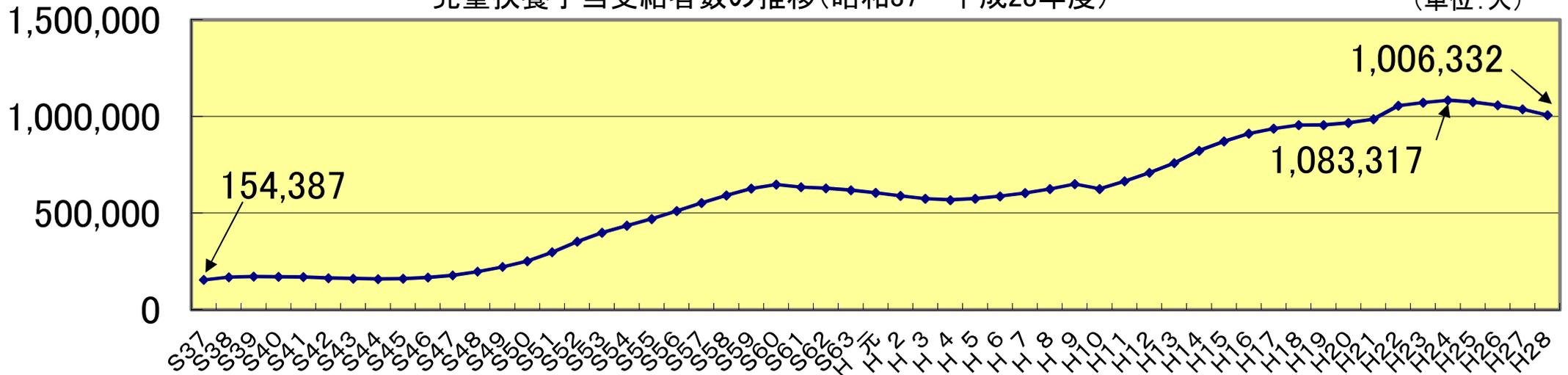
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成28年度末▲76,985人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成28年度末において、全部支給者は522,438人(51.9%)、一部支給者は483,894人(48.1%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成28年度)

(単位:人)



# 児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

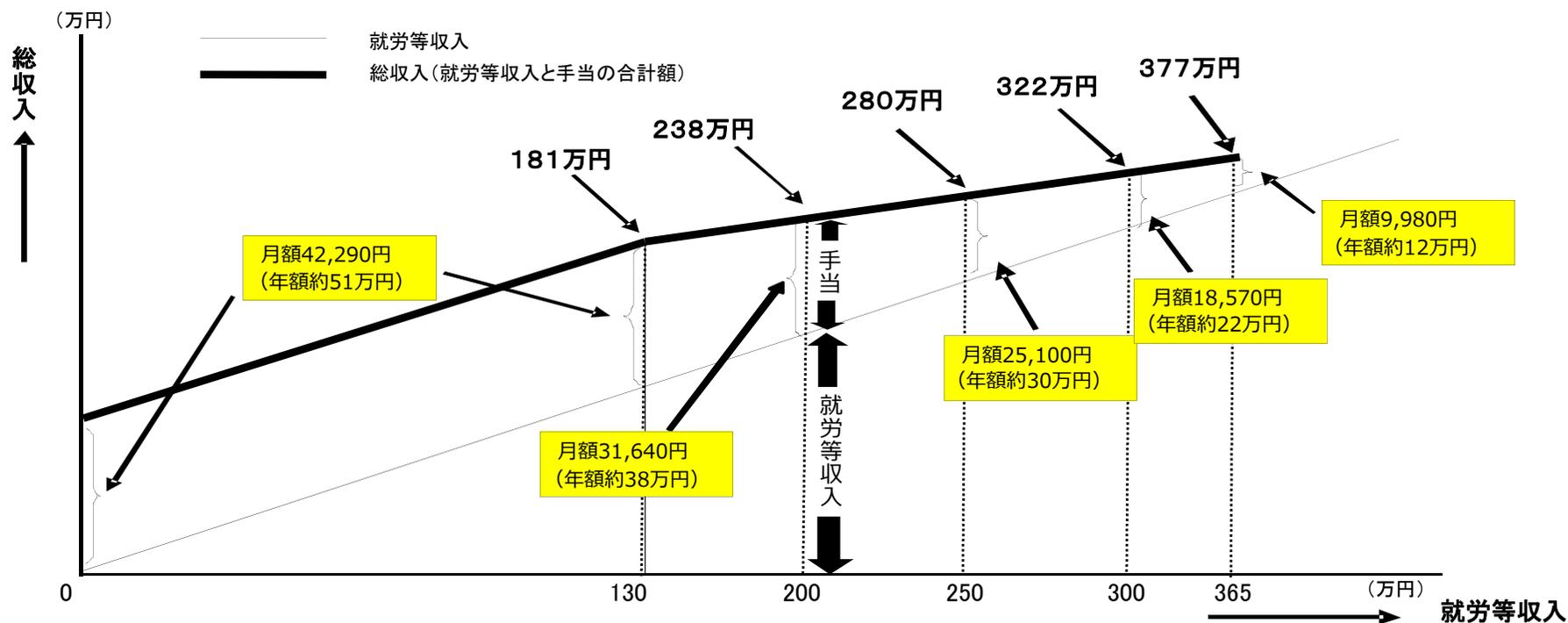
	受給者	世帯類型別															その他 の世帯	
		母子世帯								父子世帯								
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯		D V 世帯
			離婚	その他							離婚	その他						
平成27年4月	1,058,947	962,928	848,588	947	7,298	97,545	5,206	2,497	847	63,293	55,016	36	5,806	645	1,604	186	-	32,726
5月	1,066,038	969,272	854,429	947	7,338	97,936	5,246	2,512	864	63,872	55,546	34	5,843	656	1,600	193	-	32,894
6月	1,074,126	976,559	861,090	934	7,416	98,463	5,265	2,510	881	64,417	56,024	38	5,880	669	1,610	196	-	33,150
7月	1,081,431	983,120	866,898	912	7,509	99,068	5,309	2,526	898	65,001	56,556	37	5,916	673	1,620	199	-	33,310
8月	1,085,007	986,581	869,951	890	7,539	99,451	5,341	2,503	906	65,100	56,653	35	5,899	684	1,636	193	-	33,326
9月	1,085,203	986,884	870,388	860	7,568	99,324	5,334	2,482	928	64,689	56,286	38	5,862	673	1,642	188	-	33,630
10月	1,085,212	987,201	870,607	843	7,606	99,399	5,348	2,466	932	64,121	55,796	28	5,792	674	1,641	190	-	33,890
11月	1,089,742	991,324	874,388	828	7,647	99,687	5,360	2,472	942	64,114	55,816	25	5,755	681	1,650	187	-	34,304
12月	1,092,965	994,360	877,366	826	7,666	99,714	5,387	2,455	946	64,122	55,840	31	5,745	675	1,644	187	-	34,483
平成28年1月	1,097,190	998,190	880,939	833	7,695	99,904	5,412	2,454	953	64,371	56,060	27	5,763	674	1,656	191	-	34,629
2月	1,102,798	1,003,324	885,482	839	7,745	100,377	5,446	2,450	985	64,751	56,413	28	5,773	673	1,675	189	-	34,723
3月	1,037,645	944,309	829,066	819	7,016	98,970	5,169	2,302	967	60,537	52,798	29	5,259	654	1,623	174	-	32,799
4月	1,037,716	944,661	828,980	826	6,989	99,464	5,154	2,295	953	60,548	52,850	33	5,214	661	1,616	174	-	32,507
5月	1,044,035	950,396	834,250	836	7,017	99,849	5,165	2,309	970	60,943	53,228	25	5,236	661	1,621	172	-	32,696
6月	1,050,842	956,600	839,955	834	7,050	100,277	5,189	2,316	979	61,341	53,615	25	5,241	664	1,622	174	-	32,901
7月	1,056,260	961,542	844,467	828	7,106	100,624	5,205	2,326	986	61,685	53,910	52	5,248	678	1,625	172	-	33,033
8月	1,058,474	963,681	846,249	820	7,124	100,988	5,214	2,300	986	61,659	53,914	30	5,244	670	1,633	167	1	33,134
9月	1,058,924	964,238	846,679	823	7,183	101,085	5,229	2,281	958	61,427	53,729	26	5,216	663	1,623	169	1	33,259
10月	1,058,529	964,023	846,528	810	7,207	101,030	5,235	2,257	956	61,010	53,389	24	5,153	655	1,616	172	1	33,496
11月	1,063,107	968,239	850,338	803	7,244	101,404	5,239	2,242	969	61,021	53,426	25	5,115	663	1,624	167	1	33,847
12月	1,065,647	970,648	852,745	800	7,254	101,398	5,251	2,235	965	61,077	53,505	28	5,093	660	1,622	168	1	33,922
平成29年1月	1,069,712	974,086	855,921	772	7,280	101,642	5,280	2,226	965	61,332	53,743	33	5,095	665	1,628	167	1	34,294
2月	1,074,786	978,568	860,015	765	7,344	101,937	5,307	2,240	960	61,648	54,059	27	5,102	671	1,620	167	2	34,570
3月	1,006,332	916,589	801,072	757	6,585	100,192	4,994	2,045	944	57,030	50,059	28	4,568	647	1,577	149	2	32,713

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

# 児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

## ○平成29年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

## 目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

## 対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等  
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

## 貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

## 貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【29予算額】36.0億円

## 貸付実績《平成28年度》

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）    |                            |
| ③ 寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件）      |                            |

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成29年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>父子家庭の父</li> <li>母子・父子福祉団体</li> <li>寡婦</li> </ul>	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p>2,850,000円</p> <p>団体 4,290,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>父子家庭の父</li> <li>母子・父子福祉団体</li> <li>寡婦</li> </ul>	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p>1,430,000円</p> <p>団体 1,430,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母が扶養する児童</li> <li>父子家庭の父が扶養する児童</li> <li>父母のない児童</li> <li>寡婦が扶養する子</li> </ul>	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示</p> <p>高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円</p> <p>短期大学、専修学校(専門課程) 月額90,000円</p> <p>大学 月額96,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額48,000円</p> <p>(注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内  専修学校(一般課程)5年以内	<p>無利子</p> <p>※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要)</p> <p>※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子  (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円  【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円  (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得) 20年以内  (医療又は介護) 5年以内  (生活安定貸付) 8年以内  (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子  (保証人無) 年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円  特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子  (保証人無) 年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内  修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子  (保証人無) 年1.0%